

事務連絡  
令和4年3月

令和4年度国際芸術交流支援事業助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会  
基金部芸術活動助成課

令和4年度国際芸術交流支援事業助成金交付内定通知書の送付  
及び今後の事務手続について

平素より我が国の文化芸術の振興等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和4年度国際芸術交流支援事業助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は、「**助成金事務手続の手引**」に従って所定の期限までに必要な手続を行ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ※ 「助成金事務手続の手引」について

以下のURLからダウンロードしてご利用ください。

##### 【ダウンロードサイト】

日本芸術文化振興会トップページ > 芸術文化振興基金 > 【国際芸術交流支援事業】（内定された方向け）助成金申請書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/62878.html>

#### 本件連絡先

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

音 楽 03-3265-6077・6338

舞 踊 03-3265-6192・6178

演 劇 03-3265-6365・6178

伝統芸能・大衆芸能 03-3265-6394・6338

多 分 野 03-3265-6192・6178

FAX：03-3265-7474（各活動区分共通）

MAIL：geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）

## ～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～

### ① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

※ 「助成金事務手続の手引」を基金ウェブサイトよりダウンロードし、必要な事務手続きについてご確認ください。



### ② 助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合、令和4年6月1日（水）までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください（詳細は「助成金事務手続の手引」参照）。

※ 6月1日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する2週間前までに（4月早々に開始する活動については、速やかに）交付申請書をご提出ください。

### 【助成金交付申請書の提出方法】

#### ① 書類様式データ等

[助成金交付申請書提出用フォーム](#)を通じてご提出ください。

※ フォームへは、芸術文化振興基金ウェブサイトのダウンロードサイトから到達できます。  
「日本芸術文化振興会トップページ > 芸術文化振興基金 > 【国際芸術交流支援事業】  
（内定された方向け）助成金申請書類」にリンクを設けています。

※ 応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

#### ② チラシ・プログラム等の紙媒体は、以下の提出先へご郵送ください。

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

**助成金交付要望書の内容（実施会場、実施日程等）に変更がある場合は、必ず分野担当までご連絡ください。**

※ 助成金交付申請書の作成に当たっては、「助成金事務手続の手引」を必ずご参照ください。

※ 内定通知書に交付要望書の写しを同封しております。本助成金の審査の過程において、助成対象経費に助成対象ではない経費が含まれている場合等は、交付要望書の内容に修正等を加えておりますので、修正内容を反映した上で、交付申請書を提出してください。

※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



### ③ 提出された助成金交付申請書の内容を当振興会において審査し、助成金を交付すべきと認められた時は、助成金交付決定通知書をお送りします。

なお、令和4年度助成対象活動として交付内定を受けた活動については、交付決定の日付にかかわらず、令和4年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

ご不明な点等がある場合には、表面の分野担当までお問合せください。